

番号	1. (1)
項目	大阪市は政令都市としての大きな権限と予算を持って市民サービスの拡大をはかることができるることを認識し、大阪府市一体化条例・規約を廃止し、大阪市民サービスの向上を図ること。
(回答)	
	<p>大阪市では、令和3年4月1日に大阪市及び大阪府における一体的な行政運営の推進に関する条例を施行したところです。この条例は、副首都推進本部（大阪府市）会議を設置し、大阪の成長・発展に向けた基本的な方針等を協議することや、府市の一体的な行政運営のために必要な手法を検討し最適なものを選択していくことなどを定めています。</p>
担当	副首都推進局 事業再編担当 電話：06-6208-8864

番号	2. (1) (2) (3)
項目	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市は万博を隠れ蓑として、IR 関連事業を推し進めてきました。ギャンブル依存・大型開発が持つ危険性、埋め立て地の特性である軟弱地盤問題等たくさんの危険性をはらんでいます。そのような開発は今すぐに中止すべきです。どのように考えられていますか。 ・世界はコロナ禍を経験し、それまでとは異なった形態が形成されて来ています。カジノについてもこの間のオンライン化などの新しい形が進み、取り巻く状況は大きく変化してきています。そのような状況の変化も踏まえ、カジノ誘致計画は今すぐに中止をすること。 ・世界的に見てもカジノがギャンブル依存者をたくさんうみ、社会問題化しています。多くの人を不幸にするギャンブル依存を多く生み出す、カジノ建設は今すぐに中止すべきです。ギャンブル依存への対策はどのように考えられていますか。
(回答)	
<p>IRは、ホテル、MICE施設、レストラン、エンターテイメント施設、カジノ施設など、多くの集客施設を民間事業者が一体的に整備・運営する複合型の施設であり、民間事業者の活力と創意工夫を最大限に活かす民設民営の事業です。</p> <p>大阪・夢洲でのIR立地は、世界中から新たに人、モノ、投資を呼び込むものであり、持続的な民間投資による経済波及効果や雇用創出効果に加え、幅広い産業分野の活性化など、大阪の経済成長に大きく貢献するものです。</p> <p>また、カジノ収益の社会還元として、納付金等の収入を、ギャンブル等依存症対策の充実などの懸念事項対策をはじめ、子育てや教育、福祉、観光振興、地域経済振興など、住民福祉の増進や大阪の成長に向けて広く活用することにより、府民・市民の暮らしの充実やさらなる都市魅力と国際競争力の向上を図っていきたいと考えています。</p> <p>併せて、ギャンブル等依存症は、カジノがない現在においても喫緊に取り組むべき重要な課題であり、IR誘致を契機に、既存のギャンブル等を含め依存症問題に正面から取り組み、依存症対策のトップランナーをめざしていきます。</p> <p>今後も引き続き、ギャンブル等依存症などの懸念事項へ万全の対策を講じながら、世界最高水準の成長型IRの実現に向けて取り組んでいきます。</p>	
担当	<p>IR推進局 企画課 総務・企画グループ 電話：06-6210-9236</p> <p>IR推進局 推進課 調整グループ 電話：06-6210-9235</p> <p>IR推進局 推進課 計画グループ 電話：06-6210-9234</p>

番号	2. (3)
項目	世界的に見てもカジノがギャンブル依存者をたくさんうみ、社会問題化しています。多くの人を不幸にするギャンブル依存を多く生み出す、カジノ建設は今すぐに中止すべきです。ギャンブル依存への対策はどのように考えられていますか。
(回答)	
	I R 区域整備計画において、ギャンブル等依存症に悩む人が相談等の必要な支援を受けることができるよう、新たなワンストップ支援拠点として「(仮称) 大阪依存症対策センター」を大阪府市共同で設置することとしており、同センターが求められる機能を開設当初から十分に発揮できるよう、着実に設置準備に取り組んでいきます。
担当	健康局 健康推進部 こころの健康センター 電話 : 06-6922-8520

番号	3. (1)
項目	南海トラフやSランクに認定されている上町断層による地震災害について、どのような災害を想定し、どのような対策を考えられていますか。
(回答)	
	<p>本市では、南海トラフ巨大地震でマグニチュード9.0～9.1、震度5強～6弱、上町断層帶地震ではマグニチュード7.5～7.8、震度5強～7を想定しています。また地震に伴う災害として、津波や火災、液状化等を想定しています。</p> <p>こういった各種災害の対策としては、「大阪市地域防災計画」にて、組織体制の構築を始め、予防対策、応急、復旧、復興対策に分類し定めています。また「大阪市地域防災計画」に基づき、取り組むべき施策と目標及びその取り組み期間を明確にした「大阪市地域防災アクションプラン（以下「本アクションプラン」という。）」を策定し、ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせにより、被害を最小化することを目標に取組みを進めています。</p> <p>本アクションプランでは、避難施設の確保及び防災空間の整備、市設建築物の耐震化の推進、防潮堤等の耐震化及び津波等浸水対策の推進などを取組み項目とし、本市における防災・減災対策を推進していくこととしています。</p>
担当	危機管理室 危機管理課（防災計画グループ） 電話：06-6208-7384

番号	3. (2)
項目	市設建造物の耐震化はどの程度進められていますか。
<p>(回答)</p> <p>災害対策の指揮・情報伝達の中枢拠点となる区役所や避難所に指定されている学校施設など、災害時に重要な役割を担う災害対策施設等について耐震化を推進しています。</p> <p>令和7年4月時点で耐震基準を満たしていないものは8棟となっています。そのうち、市民利用施設は4棟となっています。</p>	
担当	都市整備局 企画部 ファシリティマネジメント課 電話: 06-6208-9375

番号	3. (2)
項目	市設建造物の耐震化はどの程度進められていますか。
(回答)	
公園施設について	
「市設建築物耐震改修計画」(平成20年3月)において、耐震化の対象とされている施設のうち公園緑化部所管の施設については、完了しております。	
担当	建設局 公園緑化部 公園課 電話: 06-6615-6769

番号	3. (2)
項目	市設建造物の耐震化はどの程度進められていますか。
(回答)	
	<p>下水道管路については、老朽化対策として進めている改築更新にあわせて耐震化対策を進めています。特に、災害発生時の緊急車両の交通確保のために指定されている路線に埋設している下水道管路の耐震化対策に重点的に取り組んでおり、耐震性能が確保されていない下水道管路について令和 10 年度末までの完了を目標に対策を進めています。</p> <p>また、巨大な津波により護岸を超えて浸水した場合でも市街地に溜まった水を早急に排水できるよう、令和 12 年度までにポンプ棟等の耐震化対策に取り組んでおり、令和 12 年度までの完了を目標に対策を進めています。</p> <p>また、地震発生時においても下水道の機能を確保し、水を使用できるようにするため、下水処理場等の急所施設及び災害医療機関等の重要施設に接続する下水道管路等の耐震化の令和 17 年度末までの完了を目標に取組を進めています。</p>

担当 建設局 下水道部 調整課（事業計画担当） 電話：06-6615-7594

番号	3. (2)
項目	市設建造物の耐震化はどの程度進められていますか。
(回答)	
<p>本市では、令和6年5月に策定した今後30年間に取り組んでいく水道施設の整備の基本的な考え方を示した「大阪市水道施設整備中長期計画」に基づき、水道施設の更新・耐震化に取り組んでおり、水道管については、まずは切迫する南海トラフ巨大地震発災時の市域の広域断水回避に向けて、地震時に被害が集中する「鋳鉄管」の更新を優先的に進めているところです。</p> <p>水道管の更新ペースについては、実質的な使用可能年数に基づく長期の更新需要に基づき、年間当たりの更新率1%の53km（基幹管路8km、配水支管45km）を設定しており、そのうち、基幹管路（口径400mm以上）については、令和6年4月より開始している「大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業」において、4km/年から8km/年に更新ペースの引上げを図っているところです。なお、水道管の耐震管率については、令和6年度末時点で約36%となっています。</p>	
<p>►大阪市水道施設整備中長期計画 URL：https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000627179.html</p> <p>►「大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業」を開始しました URL：https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000623987.html</p>	
担当	水道局 工務部 計画課 電話：06-6616-5512

番号	3. (3) (5)
項目	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市は行政のスリム化を掲げどんどん職員数を減らしてきていますが、このような状況で災害時の体制を組むことができるのか。 ・大型災害の時に対応の中心となる危機管理室では大阪市でもっとも超過勤務が多いと職場となっています。このような体制で大型災害の時に十分な対応が取れるのか、どれくらいの対応ができるのか明らかにすること。
(回答)	
<p>大規模災害発生時には限られた人員で初期初動を含めた災害対応を行えるように、大阪市業務継続計画において非常時優先業務を定めて体制を構築し、隨時、内容の精査に努めて、計画の見直し及び修正を行っております。</p> <p>また、全市を挙げた災害対策活動を要すると認められるときは、大阪市災害対策本部を設置することとしており、各所属が行うべき分掌事務を定めるとともに、応急対策活動を迅速かつ的確に行うために必要な職員の動員体制や動員基準を定め、平時から訓練に努めています。</p> <p>さらに、災害時に備えて他の行政機関と相互に救援協力する体制を構築している他、民間企業等からも必要な協力を得るため各種協定を締結しています。</p>	
担当	危機管理室 危機管理課（庶務グループ） 電話：06-6208-7379 危機管理室 危機管理課（防災企画グループ） 電話：06-6208-7378

番号	3. (4)
項目	特に災害時の対応となる区役所の職員の数が著しく減少してきています。どのように体制を組むことができるのか、明らかにすること。
(回答)	
	<p>本市では地震等の発生時、災害の状況に応じた動員体制を取っています。</p> <p>その中でも、休日及び勤務時間外に震度5強以上の地震が発生した際、区役所の区災害対策本部・避難所等設置運営のため、全所属から市内居住者及び隣接市のうち各区役所の近辺に居住する職員約1,000名を直近参集者・協力参集者として指定し、該当する区役所に参集することとしています。</p> <p>今後も、区役所を含め全職員が適切に災害対応に従事できるよう努めてまいります。</p>
担当	危機管理室 危機管理課（応急対策グループ） 電話：06-6208-7387

番号	3. (6)
項目	大型災害の時の避難所としての活用が考えられている地域の小学校の体育館のエアコンの設置についてどの程度取り付けが進んでいるのか明らかにすること
(回答)	
	<p>猛暑時の大規模災害においては、避難が長期化した場合における高齢者等の要配慮者の二次被害を防止するセーフティネットの観点から避難所生活の環境確保を図るため、そして、平時での教育現場における熱中症対策という観点においても効果的であることから、令和2年度から令和4年度までの間に、災害時避難所に指定されている全127市立小学校の体育館への空調機設置工事を完了しました。</p> <p>なお、令和6年能登半島地震を踏まえ、避難所となる小学校の体育館への空調機整備に向けた取り組みを、現在教育委員会事務局において実施しており、令和7年9月8日に「大阪市立小学校体育館空調設備整備事業」の事業者が決定し、このあと事業契約に向けた手続きを経て順次各小学校への現場設計調査を行い、その後空調設備設置工事を実施する予定となっています。</p>
担当	危機管理室 危機管理課（防災企画グループ） 電話：06-6208-7378

番号	3. (6)
項目	大型災害の時の避難所としての活用が考えられている地域の小学校の体育館のエアコンの設置についてどの程度取り付けが進んでいるのか明らかにすること
<p>(回答)</p> <p>小学校の体育館のエアコンについては、令和7年9月8日に「大阪市立小学校体育館空調設備整備事業」の事業者が決定しております。このあと事業契約に向けた手続きを経て順次各小学校への現場設計調査を行い、その後エアコン設置工事を実施する予定となっております。</p>	
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話：06-6208-9063

番号	3. (7)
項目	<u>災害の発生時の避難用トイレについてどのような対応をすすめられているのか明らかにすること。</u> また、洋式化の進捗状況を明らかにすること
(回答) (下線部について回答)	
<p>発災直後のトイレ対策については、簡易トイレと仮設トイレを併用して使用することとしています。</p> <p>能登半島地震における教訓を踏まえ、搬送や設置が必要となる仮設トイレを発災初日に使用できない可能性を考慮し、発災初日については、簡易トイレの使用を基本とし、危機管理室において、令和6年度の補正予算により、国の「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」での目安「1人1日あたり5回排泄」を満たす排便処理セットを各避難所等に配備し、大規模災害に備えています。</p> <p>さらに、2日目以降は大阪府から、4日目以降は国から、それぞれ組立式トイレや仮設トイレがプッシュ型配送により避難所に設置されることとなっています。</p>	
担当	危機管理室 危機管理課（減災対策グループ） 電話：06-6208-7380

番号	3. (7)
項目	災害の発生時の避難用トイレについてどのような対応をすすめられているのか明らかにすること。また、洋式化の進捗状況を明らかにすること
(回答)	
	<p>大阪市では、避難所のトイレにつきまして、「<u>大阪市避難所運営にかかる備蓄計画</u>」に基づき、簡易トイレ（排便処理セットを含む。以下同じ）を各避難所や災害用備蓄倉庫に備蓄しているほか、障がい等で足腰の弱い方や車いすの方も使用できるユニバーサル対応の組立式（洋式）災害トイレ（各避難所数分）を、各環境事業センターに配備しております。</p> <p>さらに、組立式災害トイレについても避難所等に直接備蓄しておくことが、災害発生時のスムーズな設置につながるため、今年度より区役所をはじめとする関係部署と調整のうえ、可能な限り各避難所等に配置する方針とし、大規模災害への備えを強化してまいります。</p> <p>また、民間事業者4社と災害時の仮設トイレ設置協力に関する協定を結び、大規模災害時にトイレの不足等のないよう対応を行っております。</p> <p>（下線部については危機管理室が回答）</p>
担当	環境局 事業部 事業管理課 電話：06-6630-3226

番号	3. (8)
項目	避難所のインフル、コロナなど感染症対策についてどう考えられ、どう対応されるのですか
(回答)	
	<p>危機管理室においては、自主防災組織向けに策定した「避難所開設・運営ガイドライン」において、衛生的な避難所環境を整備するため衛生管理を徹底し、感染症患者及び疑いのある方を対象とした療養スペースを設けることを定め、周知を図っています。</p> <p>また、避難者用として感染症のまん延予防に必要なマスク、使い捨て手袋、消毒液を「大阪市避難所運営にかかる備蓄計画」に定めて、必要数を備蓄しております。</p>
担当	危機管理室 危機管理課（減災対策グループ） 電話：06-6208-7380

番号	3. (8)
項目	避難所のインフル、コロナなど感染症対策についてどう考えられ、どう対応されるのですか
(回答)	
	避難所内におけるウイルスや細菌等にかかる感染症のまん延防止及び重症化の防止を図るために、手洗い・うがい・咳エチケットなどの予防行動について、注意喚起の貼り紙をするなど、広く周知いたします。
担当	健康局 大阪市保健所 感染症対策課 電話 : 06-6647-0656

番号	3. (9)
項目	津波避難ビルはどの程度確保されていますか
(回答) 本市では令和7年11月21日時点で3,071棟の津波避難ビル・水害時避難ビルを確保しております。	
担当	危機管理室 危機管理課（防災計画グループ） 電話：06-6208-7384

番号	3. (10)
項目	地域の学校はその地域の避難所としての役割を持ちますが、 <u>この間大阪市は小中学校の統廃合を進めていますが、避難所としての観点からも統廃合を中止すべき。</u>
(回答) (下線部のみ回答)	
	<p>大阪市では、有識者等で構成する「大阪市学校適正配置審議会（以下「審議会」という。）」からの答申をふまえ、子どもたちが将来、社会生活を営むうえで必要な社会性や困難に立ち向かう力を獲得して成長していくために、学校は一定の集団規模であることが必要なことから、学校配置の適正化に取り組んでいます。</p> <p>今後、さらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくため、学校配置の適正化に関する方々が、児童の教育環境の改善を第一に、適正配置の着手の基準や進め方について、ルールを共有して取組を進める必要があることから、令和2年4月に「大阪市立学校活性化条例（以下「条例」という。）」を改正施行し、あわせて大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則を制定しました。</p> <p>小学校の配置の適正化に取り組む中で、中学校でも小規模化の進行が見られていたところ、審議会から令和6年3月に中学校の配置の適正化に係る意見書が教育委員会に提出されました。当該意見書を踏まえ、新たに中学校の適正規模に関する事項を規定するため、令和7年4月に条例を改正しました。</p> <p>学校配置の適正化の検討につきましては、ニアイズベターの考え方のもとに、区担当教育次長である区長のリーダーシップの下、学校再編整備計画を策定、公表のうえ、保護者・地域の皆さんからご意見を聴くこととしており、教育委員会としましては区役所と連携し、児童の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実に努めてまいります。</p>

番号	3. (11)
項目	万博開催中の8月13日、大阪メトロ中央線が運転を見合わせ多くの帰宅困難者が出了。事故や災害によって、大阪メトロが運休となった場合の乗客の避難に万全に対応するため大阪メトロの職員削減をやめること。また事故や災害発生時の対応についてどのように計画されているか明らかにすること。株主として大阪市が大阪メトロに対し安全対策について万全を期すよう常に求めること。
(回答)	
	軌道法や鉄道事業法等の関係法令により、輸送の安全確保は鉄道事業者である大阪市高速電気軌道株式会社 (Osaka Metro) の責務であり、職員の増員や配置に関する事項につきましては、鉄道運営や組織体制に関わるものであり、Osaka Metro の責任において適切に対応すべきものと考えております。
	Osaka Metro では、お客様の安全を最優先に行動することを第一に、停電・車両故障等の事故の要因別、地震・風水害、火災等の災害別、駅舎や駅員数を踏まえた各駅別に対応マニュアル等を整備し、対応しているとのことです。
	これらの対応マニュアル等には、駅構内のお客さまの避難誘導、負傷者の救護、車内のお客さまの避難誘導などについて、駅員の行動等が記載されており、対応マニュアル等に基づき不測の事態に迅速に対応できるよう、事故や災害等を想定して定期的に訓練を実施するなど、万全を期しているとの報告を受けております。
	本市としましては、Osaka Metro が安全・安心な市内交通を担う事業者として、会社自らが中期経営計画に掲げる「最高の安全・安心及び快適性・利便性への継続的な取組み」を着実に進めていくよう、絶えず注視するとともに、必要な場合には意見を述べてまいります。
担当	都市交通局 監理担当 電話：06-6208-8786

番号	3. (12)
項目	関西電力の筆頭株主として、原発再稼働に反対し、脱原発を提案すること。
(回答)	
<p>大阪市は、関西電力株式会社の株主として、同社の定時株主総会において、平成24年度第88回から毎年度、株主提案を行っています。</p> <p>原発については、ひとたび過酷事故が発生すると広範囲での回復不可能かつ甚大な被害が想定されます。また、使用済燃料の中間貯蔵施設の候補地が未だ決まらず、最終処分方法も確立されていない中で、現在も増え続けている使用済燃料について処理の見通しが立たないまま、原発の稼働や新增設を行い、ツケを将来世代に回すことは、断じて許されることではなく、これらの課題を早急に解決すべきであると考えております。</p> <p>のことから、今年度の株主提案では、万全の安全対策等の見通しが立たない限り原発は必要最低限の稼働とし新增設は行わないこと、ゼロカーボンの実現につながるエネルギー源の導入及び新技術の開発を推進することを求めています。</p> <p>引き続き関西電力株式会社に対して、原発が抱える課題の早急な解決や、原発に代わる再生可能エネルギー等の最大限の導入に積極的に取り組むことを求めてまいります。</p>	
担当	環境局 環境施策部 環境施策課（エネルギー政策担当） 電話：06-6630-3483

番号	4. (1)
項目	<p>市民に知らせることなく区役所業務の民間委託がすすめられているが、現時点でどのような業務が民間委託されているか明らかにすること。</p> <p>また、<u>区役所業務の民間委託化は中止し、市民サービスを充実すること。</u></p>
(回答)	
(下線部分のうち、区役所住民情報業務等委託について回答)	
<p>大阪市では、民間委託が可能な窓口業務についての委託化に取り組んでおり、平成25年2月から住民情報窓口業務の民間委託を開始し、令和7年12月現在、全区役所（及び1出張所）において当該窓口業務の民間活用を行っています。</p> <p>本委託事業の効果検証については、各区の住民情報窓口への来庁者アンケートによる満足度調査でも安定して高評価を得ており、民間の顧客対応スキルにより窓口での接遇・接客が一層親切・丁寧なものとなり、また、窓口の繁閑に応じた柔軟な人員の配置を行うといった効率的な運営体制を組むことができる等、民間事業者が有するノウハウの活用を最大限に引き出することで、区民サービスの向上と効率的な業務運営の実現を図るものとして評価しております。</p> <p>民間委託の強みを活用しながら、市民が不便を感じることなく、安心して手続きできる窓口を持続可能なものとしていくよう、継続して検証を行い、窓口業務運営の安定性の確保に努めてまいります。</p>	
担当	市民局 総務部 住民情報担当 住民情報グループ 電話：06-4305-7345

番号	4. (2)
項目	水道事業の民営化を行わないこと
(回答) 水道事業の運営全般を民間に委ねるという趣旨での、いわゆる「民営化」を行う予定はございません。	
担当	水道局 総務部 企画課 電話 : 06-6616-5410

番号	4. (3)
項目	区制会議の公募委員の定数を増やすこと。その際には女性の参画の数が一定数になるようにすること。

(回答)

○「区政会議の公募委員の定数を増やすこと。」について

区政会議につきましては、各区で地域の状況に応じた運営をすることを基本とすることから、区長が区民の意見やニーズを把握するため、また、区民が区政運営に参画し評価するために、適切な運営を行っていくことが重要であり、これをふまえ、「区政会議の運営の基本となる事項に関する条例」が、区政会議の基本的な事項を定める趣旨として定められています。

区政会議の委員については、本条例第4条第3項において、区政会議に区民等の多様な意見を反映させる観点から、区政会議の委員の選定にあたっての区長の配慮義務を明記する趣旨として、「区長は、委員の選定に当たっては、公募を活用するなどその構成が区民等の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。」と定められております。本市としましては、これまで区政運営に関心がなかった区民の方、これまで熱心に地域活動を行なながら地域を支えていらっしゃる区民の方、いずれにかかわらず、これから、より積極的に区政に参画したいという方の存在が大切であることから、委員の公募は意義のあるものでございます。

従いまして、多様な意見を反映するとともに会議運営の客觀性・透明性を担保するため、「区政会議の委員の定数の基準及び会議録等の公表等に関する規則」第3条第2項におきましては、公募等（広く区民等のうちから委員を選定する手続）による委員の定数について、委員の定数の1割以上とすることが定められております。

以上の条例・規則の趣旨を踏まえて、区政会議の委員の選定につきましては、区長が、各区における地域の状況を踏まえ、幅広く多様な区民等の意見が適切に反映されるよう、公募委員の割合も含め、バランスのとれた人選を行うことが重要であると考えております。

○「女性の参画の数が一定数になるようにすること。」について

本市におきましては、「男女共同参画基本計画」で「あらゆる分野における女性の参画拡大」を掲げており、区政会議につきましても、各区において、取組を進めています。

担当 市民局 区政支援室 区行政制度担当 電話：06-6208-9861

番号	4. (4)
項目	特区民泊、新法民泊の新規受付をただちに停止すること。
(回答)	
	<p>特区民泊の新規受付の終了にあたっては、弁護士等からの「一定の経過措置期間が必要」との意見を踏まえ、現在申請準備を進めている事業者への影響に配慮するとともに、過度な経過措置期間が政策効果を損なう可能性があることも考慮し、内閣総理大臣による区域計画変更案の認定（令和7年11月28日）から6か月程度の経過措置期間を確保することが妥当と考えています。</p> <p>また、新法民泊は、国の「住宅宿泊事業法施行要領」において「本法は住宅宿泊事業を適切な規制の下、振興するというものであり、本法に基づく条例によって年間全ての期間において住宅宿泊事業の実施を一律に制限し、年中制限することや、都道府県等の全域を一体として一律に制限すること等は、本法の目的を逸脱するものであり、適切ではない。」と示されており、大阪市全域での新規受付停止は困難であると考えています。</p>
担当	経済戦略局 観光部 観光課 電話：06-6469-5156

番号	4. (5)
項目	大阪市は特区民泊から離脱すること。
(回答)	
	<p>特区民泊については、急増するインバウンドの宿泊ニーズに応え、一定の役割を果たしてきましたが、その一方で民泊施設の増加に伴い、周辺地域の住民とのトラブルや苦情が増加し、様々な課題が生じていることを踏まえ、既存民泊の適正化に向けて、令和8年5月29日をもって、特区民泊の新規受付を終了することとしました。</p>
担当	経済戦略局 観光部 観光課 電話：06-6469-5156

番号	4. (6)
項目	万博の跡地利用については住民の意見をしつかり聴いて行うこと。
(回答)	
<p>大阪・関西万博跡地となる夢洲第2期区域については、開発面積が約50haという広大なエリアであるため、まちづくりの方針となるマスタープランを作成することとし、2024年9月に「夢洲第2期区域マスタープランの策定に向けた民間提案募集」を開始し、2件の優秀提案を決定しました。この優秀提案を参考に「夢洲第2期区域マスタープランVer.1.0(案)」を作成し、2025年2月から同年3月までパブリックコメントを実施のうえ、同年4月に「夢洲第2期区域マスタープランVer.1.0」を策定しました。</p> <p>その後、関係者との議論等を踏まえ、万博レガシーについて記載内容を更新した「夢洲第2期区域マスタープランVer.2.0(案)」を作成し、同年6月から同年7月までパブリックコメントを実施のうえ、同年10月に「夢洲第2期区域マスタープランVer.2.0」を策定しております。</p> <p>「夢洲第2期区域マスタープランVer.2.0」では、大屋根リングの利活用について、博覧会協会からリングの部材に関するデータの提供を受け、部材の状態を確認したうえで、財源確保の目処が立つことを前提に、大屋根リング約200mとその周辺を、府市において万博を記念する「公園・緑地等」として整備、維持管理することを検討し、議会の議論を経て決定することとしており、検討結果を踏まえ、マスタープランを再改訂することとしております。</p> <p>今後、大屋根リングの利活用についての検討結果を踏まえ、「夢洲第2期区域マスタープランVer.3.0(案)」を作成し、再度パブリックコメントの手続きにより市民をはじめ広く皆様のご意見をお聞きしたうえで、2026年春頃に「夢洲第2期区域マスタープランVer.3.0」を策定する予定としております。</p>	
担当	大阪都市計画局 拠点開発室 広域拠点開発課 電話:06-6210-9328 大阪港湾局 営業推進室 開発調整課 電話:06-6615-7815

番号	5. (1)
項目	子どもたちの安全と健康な発達を守るため、国の対応を待たず、市として独自に保育士の配置基準を0歳児2:1、1歳児4:1、2歳児5:1、3歳児10:1、4～5歳児15:1にすること。また、配置基準を引き上げたことにより待機児が増えることのないよう、公立や認可保育施設の新設・増設を行うこと。
(回答)	
保育士の配置基準については、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」をもとに、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を定めており、保育所や地域型保育事業等の保育士等配置基準は国基準に適合したものとなっています。	
保育の質の確保という点において、保育士の配置基準は重要であると考えておりますが、保育士の配置基準の改善は全国的な課題であり、また継続的に実施する必要がありますので、国において推進されるべきものと考えており、他都市と連携を図り、配置基準の改善がなされるよう国に対して要望しております。	
本市では、待機児童を含む保育を必要とする全ての児童の入所枠の確保を図るため、認可保育所等の整備を進めております。	
なお、認可保育所等の整備計画策定に際しては、公立保育所をはじめ既存施設の定員や状況等も考慮しております。	
また、認可保育所等の新設とともに、老朽化した施設や現在の耐震基準に合致していない施設については、建替や大規模修繕を行い、児童の安全確保と処遇向上を進めております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（認可給付グループ）電話：06-6208-8018 こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（環境整備グループ）電話：06-6208-8126

番号	5. (2)
項目	保育士の雇用を継続し、安定した運営で年度途中の保育需要に対応するため、定員割れした場合の運営費減収分を補う運営費補助制度を半年以降も拡充すること。
(回答)	
	<p>保育施設等への委託費・給付費につきましては、国が定める「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等」に基づき支払いますので、利用定員数ではなく、在籍児童数に応じた金額となります。しかしながら、年度途中の保育需要に対応するにあたり、年度途中での保育士確保が非常に困難であり、各施設の負担となっている実態は考慮すべきであることから、令和6年度より、年度途中入所の需要が多い0歳児の対応保育士の入件費を助成する「0歳児途中入所対策事業」を実施しております。</p>
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（認可給付グループ）電話：06-6208-8281

番号	5. (3)
項目	看護師配置について、すべての保育所に園の持ち出しなしに、正規職員で看護師を配置できるよう、市として財政措置すること。
(回答)	
	<p>看護師配置については、従来から本市独自事業として0歳児9人以上在籍する保育施設を対象とした看護師等雇用費助成事業を実施してきましたが、一部の地域において0歳児の入所数の減少により0歳児9人以上在籍という要件を満たせなくなり、経営上、看護師等の雇用継続を断念する施設の増加が懸念されることから、事業を再構築し、令和4年度から、民間の保育所・認定こども園の全施設を対象に、看護師等の配置に必要な人件費を支援する「保育所等の事故防止の取組強化事業（看護師等配置）」を行っております。なお、上限額は月額374,600円となっております。</p> <p>また、看護師配置については国において推進されるべきものと考えており、公定価格において、看護師配置の加算制度が創設されるよう国に対して要望しております。</p>
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（認可給付グループ）電話：06-6208-8259

番号	5. (4)
項目	感染症予防を含む子どもの命と安全を守るために、面積基準を市の責任で拡充すること。
(回答)	
	<p>保育所の設備基準については、大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例において、保育を受ける児童の健やかな成長と安全の確保を最優先に考えて定めており、この中に保育室や屋外遊戯場の基準についても定めています。</p> <p>条例の趣旨を踏まえ、保育室の面積基準については、0歳児及び1歳児においては、国基準の「乳児室 1.65 m²又はほふく室 3.3 m²以上」を上回る「0歳児 5.0 m²以上、1歳児 3.3 m²以上」としており、2歳児以上においては国基準どおり「1.98 m²以上」としています。</p> <p>また、屋外遊戯場の基準については、国基準どおりの2歳児以上において「3.3 m²以上」としています。</p> <p>なお、一人でも多くの保育を必要とする児童の入所を図るため、全年齢において児童一人当たりの保育室の面積基準を 1.65 m²以上に緩和できる特例を設けています。ただし、運用にあたっては、児童一人につき 1.65 m²以上を確保すれば当然に保育の実施ができると解するのではなく、個々の保育所の状況を踏まえて、あくまでも児童が安全・安心に過ごせる環境であることを確認し入所受入れを行うものとしています。</p> <p>本市としては、今後も保育の安全性を確保しつつ増大する保育ニーズに対応できるよう取り組んでまいります。</p>
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（認可給付グループ）電話：06-6208-8018

番号	5. (5)
項目	<p>障害者手帳や療育手帳を所持している子どもの対応については、加配単価を引き上げ、専門職として配置できるよう補助金を増額すること。また、手帳の対象にならない子どもでも多様な配慮が必要な事例が増えている現状に対応し、充分な保育が保障できるよう、実情に応じて職員加配を行うこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、地域社会の中で障がいのある子どもが仲間と共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っております。</p> <p>民間保育施設に対して、「大阪市特定教育・保育施設等における特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費（特別支援保育事業）」により、障がい児の対応を行うために配置する、特別支援保育担当専任保育士等の人事費の助成を行っており、令和5年度からは算定基準を緩和する等、更なる受入れの促進を図っています。</p> <p>さらに、令和7年度からは、障がいの疑いに該当すると医師が診断している児童や、障害児通所給付費等の給付決定を受けている児童も上記支援費の支給対象とするなど、受入れの実態に即した助成を行えるよう、制度を拡充したところです。</p> <p>今後も引き続き特別支援保育の充実に向け、事業内容を検討してまいります。</p>	
担当	こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 電話：06-6684-9709

番号	5. (6)	
項目	「障害児保育巡回指導講師派遣事業」の講師を増員するなど、必要とするすべての子どもたちへの支援ができるよう、制度の拡充を行うこと。また、同事業講師からのアドバイスを実施するための加配制度を設けること。	
(回答)		
	<p>「特別支援保育巡回指導講師派遣事業」では、保育施設における特別支援保育の充実を図るために巡回指導講師を派遣し、支援を必要とする児童の行動観察や分析を基に、支援方法の提案を行っております。また、必要に応じて関係機関等との連携について助言をしております。講師の人数については、令和5年度及び令和7年度に要員を各1名増員し、制度の拡充を図っているところです。</p> <p>なお、本市では、「大阪市特定教育・保育施設等における特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費」により、手帳の交付や医療機関の診断書（「疑い」を含む）、障害児通所給付費等の給付決定を受けていること等を支給要件とし、算定基準に基づいて特別支援保育担当保育士等の人事費を助成しております。</p> <p>今後も引き続き、「特別支援保育巡回指導講師派遣事業」により、保育所における特別支援保育の充実に努めてまいります。</p>	
担当	こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 電話：06-6684-9709	

番号	5. (7) ①②
項目	<p>保育所の食物アレルギー児への支援を大阪市として行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー児への代替食や除去食を実施している保育所に対し、人件費や調理器具 ・アレルギー児用食材などの購入に対して補助金等の措置を講じること。 ・栄養士の加配については必要とするすべての園で、園の持ち出しなしに正規職員で配置できるようにすること。
<p>(回答)</p> <p>民間保育所においては、平成27年度より「アレルギー対応等栄養士配置事業」として、食物アレルギー対応給食ほか、栄養指導・栄養管理の取組を充実させ、食の分野における児童の安全確保と食育の推進を目的に、栄養士を雇用するための経費を支援する制度を実施しております。</p> <p>さらに、栄養士の加配については国において推進されるべきものと考えており、公定価格において、栄養管理加算の単価引き上げについて国に対して要望しております。</p>	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（認可給付グループ）電話：06-6208-8259

番号	5. (8)
	安全に散歩等の戸外活動ができるよう、ガードレールや歩道の設置を行うよう対策を講じること。
(回答)	
大阪市では、現状の交通量に対して道路幅に余裕があり、地域の方々や沿道のみなさまの要望がある場合には、ガードレール等の設置や段差のある歩道を設置するなどの対策を行っています。	
今後も、保育所等の施設関係者からの相談や要望に際しましては、大阪市関係局や大阪府警察本部とも連携しながら、散歩等戸外活動の移動経路の安全対策に取り組みます。	
担当	建設局 道路河川部 道路課 交通安全施策担当 電話 : 06-6615-6862

番号	5. (9)
項目	「こども誰でも通園制度」を子どもの生命や安全、権利が守られるよう制度設計すること。
(回答)	
	<p>こども誰でも通園制度は、子どもの生命や安全、権利が守られるよう、国において、学識経験者等による検討会を経て設備運営に関する基準や「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」が定められており、本市ではそれらを踏まえて実施しています。</p> <p>なお民間事業者によるこども誰でも通園制度の実施に関しては、令和7年度より児童福祉法の改正に伴い、民間事業者の経済的基礎や社会的信望、設備運営基準の適合状況について、児童福祉審議会に意見聴取したうえで大阪市が審査し、認可を行っています。また、認可後も指導・監査を実施することで、職員の配置状況の確認や在園児も含め安全に過ごすことができる環境となるよう助言・指導してまいります。</p>
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（企画調整グループ）電話：06-6208-8665

番号	5. (10)
項目	職場に対立と分断を生みかねない不十分な『保育人材確保対策事業の拡充』を改善し、一時金の対象を保育士はもちろん、調理師や看護師など全職員にするとともに、経験年数に関わらず支給できるものにすること。
(回答)	
<p>保育士の定着支援事業につきましては、横山市長の施政方針である0～2歳児の保育料無償化を実現するため、増加する保育ニーズに対応するための保育の受け皿整備や保育人材確保などの待機児童対策として、その受け皿となる保育施設の保育士に対し実施するものです。事業構築にあたっては、保育施設からいただいたご意見を鑑み、本市の限られた財政状況の中で調整を図りながら、1～7年目、10年目、15年目、20年目、25年目の保育士に対して給付しています。</p> <p>保育士の処遇改善は全国的な課題であり、継続的に実施する必要があるため、国において推進されるべきものと考えており、保育士のさらなる労働環境改善や継続雇用の支援施策の充実が図られるよう、他都市と連携しながら、国に対して処遇改善に必要な財源措置を講ずるよう要望しております。</p>	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（企画調整グループ）電話：06-6208-8083

番号	5. (11)
項目	災害時や感染症流行時においても安全を確保し、子どもの命と人権が守られるよう、乳児院、児童養護施設の職員配置基準を見直すこと。
(回答)	
	<p>災害時や感染症流行時、特に新型コロナウイルス感染拡大防止期間については、厚生労働省通知により人員基準、設備等について柔軟な取り扱いが可能となりました。今後も災害時や感染症流行時には必要に応じて同様の通知が発出されると考えますが、各施設の状況や国の動向等に注視し、必要に応じて、職員配置基準等の充実が図られるよう、国に対して要望してまいります。</p>
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8050

番号	5. (12)
項目	実態に則していない職員配置基準による人手不足のため、やむを得ず法人が独自に職員を採用する際に必要とする人件費に対し、大阪市として独自に予算措置を講じ、乳児院、児童養護施設における深刻な人材不足の解消のため、大阪市として早急に新たな人件費補助制度を創設するなど実効ある措置を講じること
(回答)	
本市においては、国の定める最低基準及び加算職員等の配置状況に基づき措置費保護単価を決定するとともに、併せて本市単独の加算制度である児童養護施設等入所(者)処遇向上援護費により国の定める基準に比して一定の改善を図っているところです。	
職員配置の改善につきましては、本市としましては、施設の現状などを踏まえ、引き続き国の動向を注視するとともに、他の指定都市等と連携しながら、国に対して要望していくと考えています。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話:06-6208-8050

番号	5. (13)
項目	夜間業務を伴う職員のみとなっている乳児院・児童養護施設職員に対する処遇改善加算について、全職員を対象とするよう国に要望すること。
(回答)	
<p>社会的養護処遇改善加算（I）については、虐待等を受けた子どもや障がいのある子どもなどへの夜間を含む業務内容を評価した処遇改善を行うための加算であり、全職員を対象とするものではありません。全職員の処遇改善は措置費本体の改定により行うべきものと考えます。</p> <p>全職員における社会的養護処遇改善加算は民間施設給与等改善費における処遇改善分の加算が令和元年度より1%増加し、3%に引き上げられ、その財源については配分職員に制限はないことから、職員の処遇改善に寄与するものと考えます。</p> <p>また、令和4年2月からは、社会的養護を担う施設及び事業所に従事する職員の処遇を改善するため、収入を月額9,000円引き上げるための措置が実施されております。</p>	
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8050

番号	5. (14)
項目	「児童養護施設等における定着支援事業」について、「直接こどもや親への夜間を含む業務を行う常勤職員（常勤的非常勤職員含む）が対象」となっているが、全職員を対象とすること。
(回答)	
	<p>児童養護施設等より、「夜間勤務や休暇がとれない」などの勤務形態によるものや「給与面」の不満、「こどもへの対応が困難」といった理由による職員の離職が多いという意見と、社会的養護処遇改善加算（I）の上乗せ加算が職員定着支援に役立つという意見が多く寄せられたため、交付対象の条件を設定したところです。</p> <p>本事業は令和7年度より開始したところであり、今後、事業の効果検証を行い、より職員の定着支援に役立つ施策について検討してまいります。</p>
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8050

番号	5. (15)
項目	様々な障害や疾患、短期、長期にわたる不登校など、困難を抱えて生活する子どもたちが増えている乳児院・児童養護施設において、子どもの実態に則した養育ができるよう改善すること。
(回答)	
<p>社会的養護を必要とする子どもの養育の充実につきましては、児童福祉法の職員配置の最低基準、加算措置に関わる問題であると認識しております。国におきましては、平成23年からの家庭支援専門相談員、個別対応職員の配置の義務化をはじめ最低基準や加算措置の改正が行われており、令和元年度からは民間施設給与等改善費における処遇改善分の加算により、職員の処遇改善が図られています。また、令和6年度からは社会的養護経験者の自立に向けて継続した支援を行うことを目的として年齢制限が撤廃されました。</p> <p>本市におきましても、「児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱」に基づき、「児童養護施設等体制強化事業」や「乳児院等多機能化推進事業」を活用し、児童養護施設等入所児童に係る処遇向上等事業を実施しております。当該事業におきましては、被虐待児童等への処遇向上や、医療機関との連携強化、障がいを有する児童の円滑な受入と入所中の支援、国家資格を有する者による専門的ケア等の充実を目的としております。</p> <p>今後の国の動き等を注視し、施設の現状等を踏まえた上で、必要に応じ国に要望してまいります。</p>	
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8050

番号	5. (16)
項目	保護者対応が難しくなっている中、ファミリーソーシャルワーカーの複数配置や保育士の精神疾患やコミュニケーションスキル、相談対応などの研修を推進すること。
(回答)	
	<p>本市におきましては、入所児童の養育の充実を図るために、児童養護施設等職員の確保及び職員の研修受講による資質向上のための研修の参加費用についての補助事業を実施しているところです。</p> <p>また、ファミリーソーシャルワーカー（家庭支援専門相談員）の業務にも位置づけられている保護者対応は、入所児童の養育の充実及び家庭復帰等に際しても、必要であることを認識しておりますが、職員配置の改善については、引き続き、国の動向を注視し、必要に応じて国に対して要望してまいります。</p>
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8050

番号	5. (17)
項目	一時保護の単価を、生活費だけでなく委託費全体を、措置児並みに引き上げるよう、国に要望するとともに、大阪市として加算額を増額すること。
(回答)	
<p>一時保護委託にかかる単価については、平成30年度より一時保護委託開始当初の単価の見直しが行われており、1ヶ月の一時保護が行われたと仮定した場合、一般生活費以外も措置児童と同等水準が支弁されることとなっています。</p>	
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話:06-6208-8050

番号	5. (18)
項目	様々な通信機器などパソコンにかかる費用やシステムの事務経費を予算化すること。
(回答)	
	パソコン等の通信機器やシステム導入にかかる費用につきましては、措置費（事務費）の中で対応いただくものと考えておりますが、施設職員の負担軽減は喫緊の課題であると認識しております。これにかかる対応については国の動向などを注視しながら必要性の検討を行ってまいります。
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8050

番号	5. (19)
項目	災害時や感染症流行時でも、利用者の命と安全、人権が守れるよう、障害児・者施設の職員を大阪市独自に加配すること。また、職員配置基準を抜本的に引き上げるよう、国に強く要望すること。
(回答)	
災害時や感染症流行時において、障がい児者施設等の社会福祉施設では利用者の命と安全、人権を守ることができるよう、施設職員の人材確保・職員体制を整えることが重要です。	
社会福祉施設等においては、災害や感染症の発生時には、被災地域等における介護施設、障がい児者施設の入所者へのサービス提供の維持及び避難者への適切な対応を確保するために必要な職員の確保が困難な施設がある場合には、法人間の連携や、都道府県における社会福祉施設等関係団体への協力要請などを通じて、他施設からの職員の応援体制を確保するなどの対応が求められているところです。また、これにより、派遣元の施設等において、被災地等に職員を派遣することで職員が一時的に不足し、人員等の基準を満たすことができなくなるなどの場合、人員、設備等の基準の適用については、国の通知に基づき、柔軟に取り扱う等を行っているところです。	
本市としましても、今後も国の動向を注視するとともに、他の指定都市等と連携しながら、事業所が適切かつ安定的に運営を継続することができるよう、国に対し働きかけてまいります。	
なお、令和3年度基準省令改正により、障がい福祉サービス等事業所において業務継続計画（B C P）の作成が義務付けられました。事業者のみなさまにおかれましては、万が一、災害や感染症等が発生した場合であっても、利用者の安全確保や必要なサービスの提供ができる限り維持できるよう、あらかじめ業務継続計画を作成いただきますようお願いします。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. (20)
項目	障害児・者施設における職員の人材確保と定着を図るために、大阪市として新たな人件費補助制度を創設するなど実効ある措置を講じること。
(回答)	
	<p>障がい児者施設における福祉・介護の人材確保・処遇改善の取り組みについては、これまでの障がい福祉サービス等報酬改定においても継続的に見直しが行われてきましたが、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定においても、障がい福祉分野の人材確保のため、従来の処遇改善加算が一本化され、令和6年度には2.5%、令和7年度には2.0%のベースアップへと確実につながるよう、配分方法の工夫を行うこととしつつ、処遇改善の効果について実態を把握することとされております。</p> <p>本市としましては、障がいのある方が安心してサービスを利用できるよう、今後も国の動向を注視するとともに、事業所の安定的な運営の観点から報酬単価の見直し等を含め、障がい福祉従業者の処遇改善に向けて、引き続き国に対し働きかけてまいります。</p>
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. (21)
項目	職員確保について、派遣会社や紹介業者への手数料、紹介料の支出が財政を圧迫している。福祉職員の人員確保のため、手数料、紹介料負担分への助成を行うこと。
(回答)	
<p>障がい児者施設における福祉・介護の人材確保・待遇改善の取り組みについては、これまでの障がい福祉サービス等報酬改定においても継続的に見直しが行われてきましたが、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定においても、障がい福祉分野の人材確保のため、従来の待遇改善加算が一本化され、令和6年度には2.5%、令和7年度には2.0%のベースアップへと確実につながるよう、配分方法の工夫を行うこととしつつ、待遇改善の効果について実態を把握することとされております。</p> <p>本市では、大阪市社会福祉研修・情報センターを福祉・介護人材の確保・育成・定着に関する中核施設と位置付け、従業者への研修やモチベーション向上の取り組み、多様な人材の確保に向けた取り組みのほか、関係団体とのネットワークの構築を行い、現場ニーズの把握等をしています。</p> <p>今後について、福祉職員の人員確保の実態を注視しながら、地域に応じた職員の確保や定着が効果的に図られるように、国に対して財政措置について要望するとともに、必要とする支援について検討してまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. (22) ①
項目	障害児入所施設における職員配置基準を、早急に児童養護施設並みとするよう国に強く要望すること。また、大阪市としても職員が増員できるよう、予算措置を講じること。
(回答)	
<p>児童福祉法に基づく障がい児入所施設における人員配置基準については、令和3年度の基準省令改正において、主として知的障がい児を入所させる施設及び主として盲児又はろうあ児を入所させる施設における児童指導員及び保育士の総数が、おおむね障がい児の数を4で除して得た数以上とされ、従前よりも手厚い人員配置基準とされたところです。</p> <p>本市としましては、障がい児入所施設における支援の実態を踏まえ、よりきめ細かな対応ができるよう職員配置基準の見直しや、良質な人材確保と事業者の経営基盤の安定を図ることができるよう報酬単価への適切な反映等について、国に対して引き続き要望してまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076

番号	5. (22) ②
項目	18歳以上の入所者を速やかに適切な施設に移行するため、進路開拓のための職員を大阪市として増員すること。
(回答)	
<p>障がい児入所施設に引き続き入所する18歳以上の入所者（いわゆる年齢超過者）の移行については、令和6年3月末日をもって経過措置適用期間が終了したところです。</p> <p>しかしながら、障がい児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるための取り組みは引き続き必要であり、本市としてはこども相談センターや障がい児入所施設等と連携し移行調整の協議の場を設け、円滑な地域移行を進めています。また、移行の受け皿となり得る共同生活援助事業所に対しても、強度行動障がいにより移行が困難となっている方の受け入れを促進するため、受け入れの際に必要となる調整や設備整備にかかる費用を助成する事業についても引き続き実施しています。</p> <p>このほか、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定により、退移行支援計画を作成・更新する際に、関係者が参画する会議を開催し連絡・調整を行った場合の評価を行う移行支援関係機関連携加算が新設されたほか、強度行動障がいを有する児童や重症心身障がい児などの特別な支援を必要とする児童が円滑に地域移行できるよう、宿泊・日中サービスの利用体験時に支援を行ったことを評価する体験利用支援加算が新設され、また、日中活動や移行支援の充実を図る観点から職業指導員加算が日中活動支援加算として算定要件の見直しが行われたところです。</p> <p>本市としましては、障がい児入所施設における円滑な地域移行の促進について、国の示す新たな移行調整の枠組みを踏まえつつ、引き続き障がい児入所施設と調整しながら地域移行を進めていくとともに、障がい児入所施設の本来の役割である障がいのある児童への適切な支援ができる体制や環境の確保に努めてまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076

番号	5. (22) ③
項目	看護師・臨床心理士などの専門職員配置のための予算額を引き上げるよう、国に強く要望すること。また、大阪市としても、専門職員配置のための予算措置を講じること。
(回答)	
令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定においては、障がい福祉分野の人材確保のため、処遇改善を行うとともに、経営実態を踏まえたサービスの質等に応じたメリハリのある報酬設定を行うこととされ、全体で1.12%のプラス改定となっております。	
また、国においては、従来の処遇改善加算を一本化し、令和6年度には2.5%、令和7年度には2.0%のベースアップへと確実につながるよう、配分方法の工夫を行うこととしつつ、処遇改善の効果について実態を把握することとされております。	
障がい児入所施設では、医療的ケアや心理的ケアを必要とする児童のために、通常必要とする人員に加えて看護師や心理担当職員等を配置している場合に、看護職員加配加算（I）（II）や、心理担当職員配置加算としてそれぞれ評価されることとなっております。	
本市としましては、制度の運用実態を注視しながら、入所する児童が必要とする支援の確保並びに良質な人材の確保が図られるよう、引き続き国に対して働きかけてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076

番号	5. (22) ④
項目	入所理由の第1位である虐待児童の心のケアのため、臨床心理士の配置を児童養護施設と同じく義務付けること。
(回答)	
<p>障がい児入所施設に置くべき従業者やその員数については、国の要綱や基準省令により定められており、現状心理指導担当職員については配置が必ずしも求められておりませんが、通常置くべき従業者に加え心理指導担当職員を配置した場合には、心理指導担当職員配置加算が支弁される取扱いとなっております。</p> <p>一方で、令和2年度に開催された厚生労働省の「障害児入所施設の在り方に関する検討会」では、その報告書において、障がい児入所施設に入所する障がい児について、被虐待児童が増加していることや、平成29年8月に取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」等を踏まえ被虐待児が心の傷を癒し回復していくよう専門的な知識や技術を有する者によるケアや養育の必要性を指摘しており、障がい児入所施設における社会的養護機能の強化を図ることとして、心理的ケアを行う専門職の配置の推進や職員に対する更なる研修等を行うべきとしています。</p> <p>また、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定において、被虐待児に対して関係機関とも連携しながら心理面からの支援を行った場合を評価するために、要支援児童加算が新設されました。</p> <p>本市としましても、障がい児入所施設に入所する児童や支援の実態を注視しながら、必要とする職員の配置や報酬等について国に対し要望してまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076

番号	5. (22) ⑤
項目	小規模グループケア加算の増額を国に要望するとともに、大阪市として必要な職員数が確保できるよう予算措置を講じること。
(回答)	
<p>小規模グループケア加算については、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定において、より家庭的な環境による支援を促進する観点から、より小規模なケアの評価の見直しが行われました。また、サテライト型の評価について、安全な運営のために人員配置の強化を求める上で、評価の見直しが行われています。</p> <p>本市としましても、制度運用の実態を注視しながら、施設の安定的な運営に向けた職員の配置基準や報酬単価の設定等、必要な財政措置について、引き続き国に要望してまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076

番号	5. (22) ⑥
項目	障害児入所施設も、「児童養護施設等における負担軽減・定着支援事業」の対象とすること。
(回答)	
<p>児童養護施設等に入所する児童の約7割が被虐待経験等のあるケアニーズの高い児童であり、十分なケアを行うには専門的知識や経験等に基づく高い支援力が必要となります。</p> <p>しかしながら、児童指導員等の離職率が高く、人材不足により施設の体制が安定せず、被虐待児等の受け皿不足により受入れ調整に時間を要していることで一時保護所の入所期間の長期化につながっている状況や、今後施設の小規模グループケア化により少人数での職員体制となり、業務負担が多く、職員の人材不足に拍車がかかることが危惧されることから、一時保護所における施設入所待ち児童の解消や、児童養護施設等において児童の受け入れができない状況の解消、子どもの支援力低下の防止などを目的として「児童養護施設等における負担軽減・定着支援事業」を実施しているところです。</p> <p>障がい児入所施設については、障がい児は措置時においても、一時保護所ではなく障がい児入所施設に一時保護委託となることから一時保護所の長期化に至らないため、本事業の対象とはしていません。</p> <p>今後について、障がい児通所、入所施設の児童や職員の実態を注視しながら、地域に応じた職員の確保や定着が効果的に図られるように、国に対して財政措置について要望するとともに、必要とする支援について検討してまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076

番号	5. (23) ①
項目	24年度報酬改定で支援区分5、4、3、2の利用者支援の報酬が削減された。大阪市として早急に実態調査をおこない、国に対して制度改善を要望すること。
(回答)	
令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定においては、障がい支援区分ごとの基本報酬について、重度障がい者の受け入れなどサービスの支援内容や経営の実態等を踏まえた見直しが行われ、重度障がいのある方への支援や職員の配置等、サービス提供の実態に応じて加算する報酬体系に見直されております。	
本市としましては、障がいのある方が安心してサービスを利用することができるよう、今後も国の動向を注視するとともに、報酬単価の必要な見直し等について、国に対し働きかけてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. (23) ②
項目	リスクの高い1人夜間支援体制を改善し、複数体制がとれるよう、大阪市独自の職員配置を行うこと。
(回答)	
	<p>グループホームにおいて、複数の従業者により夜間支援を行う場合については、従業者の数に応じて、夜間支援体制加算を算定いただくことが可能です。</p> <p>本市としましては、夜間に支援を必要とする障がい者が、グループホームで安心して生活することができるよう、報酬単価の見直し等について、他の指定都市等と連携しながら国に対して働きかけてまいります。</p>
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. (23) ③
項目	グループホームでの職員による利用者虐待が増え続けている。現場では強度行動障害の利用者と1対1で長時間の対応が必要な場面が多い。大阪市として、グループホームに特化した虐待防止策について労働組合と協議し、策定すること。
(回答)	
令和4年度より、グループホームを含む各障がい福祉サービス等事業では、虐待防止委員会及び虐待の防止等のための責任者の設置、従業者への虐待を防止するための研修実施などが義務化され、事業所が自ら虐待防止の措置を講じることが求められています。	
また、事業所における具体的な対応などについては、令和5年7月に厚生労働省より「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」が出されており、強度行動障がいのある方への支援や虐待の防止についても掲載されております。	
障がいのある方への虐待は、いかなる理由があっても許されないものであり、虐待を防止するために日頃から取組むことは極めて重要です。今後とも適切な支援と虐待の防止について、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。	
担当	福祉局 障がい者施策部 運営指導課 電話： 06-6241-6527

番号	5. (23) ④
項目	求人を出しても問い合わせすらなく、入職しても3日、1週間で退職するケースが多くなっている。職員定着の1つとして、人件費部分の大阪市として独自加算をおこなうこと。
(回答)	
障がい福祉サービス等事業所で働く方の処遇につきましては、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員等処遇改善加算の見直しが行われており、加算率が引き上げられたところです。	
本市としましては、障がいのある方が安心してサービスを利用できるよう、今後も国の動向を注視するとともに、事業所の安定的な運営の観点から報酬単価の見直し等を含め障がい福祉従業者の処遇改善に向けて、引き続き国に対し働きかけてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. (24)
項目	生活介護等の障害福祉サービスの利用に送迎は欠かせない。利用者を送迎する時間はサービス提供時間に含めるよう、国に要望すること。
(回答)	
指定生活介護事業所が、当該指定生活介護事業所等において行われる指定生活介護、共生型生活介護又は指定障害者支援施設が行う生活介護に係る障害福祉サービスの利用につき、利用者の送迎を行った場合には、次のいずれかの基準に適合すれば、送迎加算の算定が可能となっております。	
<p>(1) 原則として、当該月において、1回の送迎につき、平均10人以上（ただし、利用定員が20人未満の事業所にあっては、1回の送迎につき、平均的に定員の100分の50以上）の利用者が利用していること</p> <p>(2) 原則として、当該月において、週3回以上の送迎を実施していること</p>	
<p>なお、生活介護のサービス提供時間は、個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定することを基本とすることなど一定の配慮が設けられております。</p> <p>送迎時に実施した居宅内での介助等（着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締り等）に要する時間は、生活介護計画に位置付けた上で、1日1時間以内を限度として、生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができます。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. (25)
項目	就労継続支援 B 型の基本報酬について、平均工賃月額が高いほど基本報酬の単位数が高くなるといった成果主義的な報酬体系を見直すよう、国に要望すること。
(回答)	
令和3年度報酬改定では、「利用者の就労や生産活動窓への参加等」をもって一律に評価する報酬体系が設けられ、就労継続支援 B 型事業所は、「平均工賃月額」に応じた報酬体系と「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系を選択することができるようになりました。	
これらの報酬体系は、多様な利用者への対応を行う就労継続支援 B 型事業所の開設につながり、様々な障がい種別の方の選択肢が広がるものであると、ご理解をいただきますようお願いいたします。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245 福祉局 障がい者施策部 運営指導課 電話：06-6241-6527

番号	5. (26)
項目	自立訓練（機能訓練）の職員配置基準は6対1となっているが、視覚障害者に対する訓練は、歩行訓練や日常生活動作訓練等、1対1で行っているものが多い。訓練を安全かつ効率よく行うためには職員配置基準を1対1にする必要があるが、まずは2.5対1以下に改善するよう、国に要望すること。また、大阪市独自に職員を加配すること。
(回答)	
自立訓練（機能訓練）事業の人員配置基準及び報酬体系等については、それぞれ「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」、「障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」において定められています。	
本市としましては、自立訓練（機能訓練）事業を利用する方のニーズに対して必要かつ十分な支援を行うことができるよう、当該事業の安定した事業運営に向けた適正な報酬単価の設定等、引き続き国に働きかけてまいりたいと考えております。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. (27) ①②③
項目	<p>日本ライトハウス情報文化センターについて、以下のことを実現すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金条例を理由に国からの補助金カットは行わないこと。 ・視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本計画に基づいて大阪市としての計画を策定されているのか、されているのであればその進捗状況をあきらかにすること。 ・点訳図書、録音図書を製作するにあたり、有料の音訳・点訳ができるよう、大阪市として独自に予算化すること。
(回答)	
	<p>本市では、点字図書館の円滑な運営を図り、身体障がい者の福祉の増進に資することを目的として、社会福祉法人日本ライトハウスが設置する点字図書館の運営事業に対する補助を、国の身体障害者保護費国庫補助金交付要綱及び本市の点字図書館運営補助金交付要綱に基づいて実施しています。</p> <p>「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」に基づく大阪市の計画につきましては、令和8年度中に策定すべく準備を進めております。</p> <p>点訳図書、録音図書の製作につきましては、厚生労働省通知（※）において、情報化対応特別管理費は、点字図書や音声図書を製作するために必要なパソコン等の購入経費等をはじめ、点訳・音訳を行う者への謝金等や、専門的な知識を持つものの賃金等も対象にしてことから、積極的な活用を検討してください。</p>
	<p>※令和3年3月29日付け「読書バリアフリー法を踏まえた障害福祉関連施策の推進について（通知）」</p>
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-7994
	教育委員会 中央図書館 利用サービス担当 電話：06-6539-3326

番号	5. (28) ①②③
項目	<p>早川福祉会館点字図書室について、以下のことを実現すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロポーザル方式をやめ、随意契約とすること。 ・職員の労働条件改善のため、委託費を大幅に引き上げること。 ・視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本計画に基づいて、大阪市として早川福祉会館点字図書室に対してどのような計画しているのか、あきらかにすること。
(回答)	
担当	<p>早川福祉会館点字図書室運営業務委託事業の事業者の選定については、透明性・公平性を担保するため、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）を採用し、外部有識者の意見を参考にしながら、当該事業の委託先事業者を決定しています。</p> <p>早川福祉会館点字図書室では、点字図書や点字刊行物の貸し出しをはじめ、点字・録音図書の作製など、様々な情報提供を行うことやボランティアの養成を通じて、視覚障がいのある方の社会参加の促進・福祉の向上に大きな役割を担っていただいているものと認識しており、今後も事業内容や取り組み状況などの検証を行いながら、引き続き事業の充実に努めてまいります。</p> <p>「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」に基づく大阪市の計画につきましては、令和8年度中に策定すべく準備を進めております。</p>

番号	5. (29)
項目	全区への手話通訳者・相談員の設置に向けての検討内容、進捗状況を明らかにすること。また「聴覚言語障がい者コミュニケーション支援事業」との連携について、必要に応じて当事者、事業受託団体との協議を実施すること。
(回答)	
	<p>聴覚・言語に障がいのある方々に対するコミュニケーション手段の確保及び生活相談の重要性については、本市としても認識しており、複数の区役所において窓口案内業務のなかで手話通訳者を配置し、全区役所には手話通訳の拠点と遠隔での手話通訳が可能なタブレット端末を設置しております。</p> <p>また、聴覚・言語に障がいのある方々への支援としまして、事業受託団体に手話通訳者の専任者を配置し、手話通訳者派遣業務及び聴言障がい者生活相談業務等を実施しております。</p> <p>今般、「手話に関する施策の推進に関する法律」が令和7年6月25日に公布・施行され、手話がこれを使用する者にとって日常生活及び社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段であること、手話に関する施策を総合的に推進することなどが規定されました。今後の国の動きを注視しながら、引き続き、手話で対応できる市民窓口の充実に向けて、必要に応じて当事者等の意見も参考にしながら、検討を進めてまいります。</p>

番号	5. (30)	
項目	<p><u>災害などが起こった際、福祉避難所での支援、また施設や在宅で生活している人たちへの支援が適切に行われるよう、大阪市から専任の職員を配置するなど体制を整えること。</u></p>	
(回答) (下線部について回答)		
	本市では、災害が発生した際や、感染症が発生した際は、各発生段階に応じた高齢者及び介護サービス事業所等への対応を大阪府、危機管理、医療、福祉の関係部局及び関係団体等と連携し対応してまいります。	
	介護施設等は、サービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画の作成が義務付けられており、感染症や災害が発生した場合の対策として、必要な研修及び訓練の実施等、日ごろから備えをしておくことが重要であり、業務継続計画が未策定とならないよう、集団指導や運営指導を通じ、指導・助言に取組んでまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（指定・指導G）	電話：06-6208-8026 電話：06-6241-6310

番号	5. (30)
項目	<p><u>災害などが起こった際、福祉避難所での支援、また施設や在宅で生活している人たちへの支援が適切に行われるよう、大阪市から専任の職員を配置するなど体制を整えること。</u></p>
(回答) (下線部について回答)	
<p>災害発生時にひとりでの避難が困難な方や一般的な避難所では避難生活を行うことが困難な方などの要配慮者への支援について、要配慮者自身、自主防災組織、大阪市のそれぞれの果たすべき事項を取りまとめた「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」（以下、「計画」という。）により取組みを進めています。</p> <p>この計画において、一般の災害時避難所では対応できない要配慮者のための特別な配慮がなされているなどの条件や選定方針をあらかじめ定めております。</p> <p>大規模災害の発生直後など、安全な場所への避難が必要な場合においては、行政の支援体制が整うまでに時間を要することから、要配慮者の避難支援は自主防災組織等、地域住民による支え合いがもっとも重要となります。そのため、自主防災組織など地域においては、日頃から要配慮者の情報を把握し、災害時には迅速な避難支援等が行えるよう取組みを進めていただいております。引き続き、自主防災組織による要配慮者の避難支援の取組みに支援を行ってまいります。</p>	
担当	危機管理室 危機管理課（減災対策グループ） 電話：06-6208-7380

番号	5. (31)
項目	大阪府と連携して、災害発生時に感染症などから高齢者を避難、隔離できる福祉避難所を整備すること。
(回答)	
<p>福祉避難所とは、一般の避難所では対応が困難であり、避難所生活を送るうえで何らかの特別な配慮を必要とする方々を対象に開設される避難所のことを指し、感染症などから高齢者を避難、隔離させるための施設ではありません。</p> <p>小中学校の災害時避難所においては、感染症の疑いのある方を対象とした療養スペースを設けることとしており、必要に応じて区災害対策本部より派遣された保健師等の判断のもと、医療機関等への移送を行います。</p>	
担当	危機管理室 危機管理課（減災対策グループ） 電話：06-6208-7380

番号	5. (3 2)			
項目	災害や感染症の感染拡大による利用自粛等による減収を補填すること。			
(回答)				
介護保険施設等の事業者は、災害時や感染症拡大時にも事業を継続できるよう事業継続計画書を作成することが令和6年4月より、経過措置期間が終了し完全義務化されました。引き続き、本市では、介護施設等の業務継続計画が適切に作成されるよう、集団指導や運営指導を通じて、指導・助言に取り組んでまいります。				
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理G） 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（指定・指導G）	電話：06-6208-8028 電話：06-6241-6310		

番号	5. (33) (34) (36)
項目	<ul style="list-style-type: none"> ・体調の悪い介護職員が気兼ねなく休みが取れるよう、職員の増員のための財政支援を講じること。 ・夜勤の介護職員の体制を強化するために、支援策を講じること。 ・人材不足の背景にある低い賃金を引き上げるため、財政支援を講じること。
(回答)	
	<p>介護保険は、全国統一の制度であり、介護労働者の処遇改善については、国による適切な介護報酬の設定等により対応するべきものであることから、本市として指定都市共同提案などの機会を通じ、国に対し引き続き要望を行ってまいります。</p>

担当 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理G） 電話：06-6208-8028

番号	5. (35)
項目	利用料等の負担を軽減するための支援策を講じること。
(回答)	
<p>介護保険サービスの利用料は、本人や世帯の所得状況に応じた1割、2割または3割の利用者負担をいただいておりますが、利用者負担額が高額となる場合は、高額介護サービス費等の支給により負担軽減を図っており、年金収入等が年80万9千円以下の利用者負担第2段階の方については、月額負担上限額を15,000円とし、低所得者に対する自己負担が少なくなるよう設定しております。</p> <p>また、平成20年4月から各医療保険における世帯内の1年間の介護保険と医療保険のサービス利用にかかった利用者負担の合計が一定の上限金額を超えた場合については、申請をいただくことで高額医療合算介護サービス費等を支給しております。</p> <p>加えて、施設入所者等にご負担いただいている食費・居住費についても、所得に応じた負担限度額が設けられ、基準費用額と負担限度額との差額が、特定入所者介護サービス費として支給される制度がございます。さらに、社会福祉法人等が提供する福祉サービスについては、低所得者の利用料を軽減する制度を法人等の協力を得て実施しているところです。</p> <p>いずれにいたしましても、介護保険サービスの利用料の減免措置は国において統一的に行われるべきものと考えており、引き続き国に要望してまいります。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ） 電話：06-6208-8059

番号	5. (37)
項目	昨年4月の報酬改定で訪問介護事業の報酬は大きく削減され、在宅介護で大きな役割を果たしている訪問介護事業で閉鎖や統合、倒産が増えている。大阪市の訪問介護事業を継続させていくために、事業への支援策を早急に実施するとともに、国に対して、介護報酬の引き上げを強く要望すること。
(回答)	
<p>介護報酬の改定にあたっては、人口構造や社会経済状況の変化に加え、各サービス事業所等の経営状況を踏まえ、国の社会保障審議会介護給付費分科会において、有識者や関係団体等からの意見も聞きながら検討されてきたところです。</p> <p>厚生労働省が実施した令和5年度介護事業経営実態調査にて、訪問介護の收支差率が7.8%と全介護サービスの收支差率の2.4%を大きく上回っており、このような状況も含め、国において検討された結果、介護サービス全体でプラス1.59%の報酬改定が示される中、訪問介護について約2.4%のマイナス改定となりました。</p> <p>一方、介護人材の職場定着の必要性、介護福祉士に期待される役割の増大、介護サービス事業者等による昇給や評価を含む賃金制度の整備・運用状況などを踏まえて、事業者による、昇給と結びついた形での賃金向上の仕組みの構築を促すため、これまでの介護報酬改定において「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」が創設され介護職員の賃金改善が図られてまいりました。</p> <p>さらに、令和6年度の報酬改定においては、事業者の負担軽減につながるよう、従来の加算から「介護職員等処遇改善加算」への一本化が行われ、加算率も2.5%引き上げられたところです。</p> <p>なお、訪問介護の処遇改善加算については、他の介護サービスよりも高い加算率が設定されており、最上位の介護職員等処遇改善加算（I）では24.5%、最下位の介護職員等処遇改善加算（IV）でも14.5%となっており、特別養護老人ホームの最上位14.0%や、介護老人保健施設の最上位7.5%、通所介護の最上位9.2%などと比べても極めて高い加算率が設定されています。</p> <p>本市では、「介護職員等処遇改善加算」等の手続きについて、ホームページでの周知はもちろんのこと、各事業所へメールやFAXでの周知を複数回行うなど、事業者の皆様に処遇改善加算を取得していただけるよう、より丁寧な案内に努めています。さらに、令和7年度には処遇改善加算の取得を促進するための、取得促進事業を実施しております。</p> <p>また、従業者への配分方法について、全従業者への周知が不足していることが判明した場合は、事業者に対し指導を行い、「介護職員等処遇改善加算」等を取得することで得られる增收分が、確実に賃金として従業者に配分されるよう努めているところです。</p>	

介護保険は全国統一の制度であり、国による適切な介護報酬の設定がされるべきものであるため、財源については被保険者に負担を転嫁させるのではなく、国が責任をもって全額を確保のうえ、介護事業者が必要な人材を確保し、将来にわたり安定的に良質なサービスを提供できる適切な報酬単価の設定を、令和7年6月に国に対して要望を行ったところです。

担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理G）	電話 06-6208-8028
	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（指定・指導G）	電話 06-6241-6310

番号	5. (38)
項目	大阪市社会福祉協議会・区社会福祉協議会交付金は、高齢化・孤立化がすすむ地域福祉活動支援や災害時においても社会福祉協議会の役割が十分果たせるように、過去の減員回復、人口規模に応じた加配などを行い、地域を支えられる正規職員を増員すること。
<p>(回答)</p> <p>本市と大阪市社会福祉協議会においては、地域福祉活動の支援に係る連携協定を締結し、だれもが安心して暮らせる地域づくりのための取組みを行っております。また、災害時におけるボランティア活動支援に関する協定を締結するなど、防災の面においても連携を行っております。さらに、区役所においては、区社会福祉協議会と連携して、地域福祉活動の推進に向けた情報共有と協力体制の強化を図り、災害等への対応に関しても、防災訓練を行うなど相互に協力・連携を行う必要があるものと認識しています。</p> <p>しかしながら、地域福祉活動支援や災害時に対応できる体制の構築といった人員配置に関することについては、各々の福祉職場において、雇用主との間で検討されるべき事項であると考えております。</p> <p>本市と社会福祉協議会が連携・協働して地域福祉を推進していくためにも、社会福祉法に基づき社会福祉協議会が実施する事業に対する交付金を支出するとともに、今後も引き続き、本市と社会福祉協議会が双方の役割分担のもと、地域福祉活動を支援する取組に努めてまいります。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7973

番号	5. (39)	
項目	<p>大阪市社会福祉協議会・区社会福祉協議会として実施する各種事業については、福祉を推進し、事業継続性と質を担保できるように短期間低予算での公募方式は中止し、正規職員が、雇用できる委託料に引き上げを行うこと。</p>	
(回答)	<p>福祉を推進する各種事業において外部委託により実施できるものについては、公募により受託事業者を決定しております。</p> <p>外部委託により実施するとした各種事業を公募するにあたっては、それぞれの事業を委託により実施するために必要な事業費を適正に算定しております。</p> <p>また、契約期間については原則として単年契約となります、事業継続を必要とする事業については、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2号に基づき複数年の契約を行っております。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課	電話 : 06-6208-7958
	福祉局 生活福祉部 自立支援課	電話 : 06-6208-7959
	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（認定グループ）	電話 : 06-4392-1727
	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課（認定グループ）	電話 : 06-4392-1730
	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課	電話 : 06-6208-8060
	福祉局 高齢者施策部 高齢者福祉課 いきがいグループ	電話 : 06-6208-8054

番号	5. (40)
項目	コミュニティーソーシャルワーカーは、各区で複数以上の正規で配置できるようになります。
(回答)	
「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」においては、現在、全市にコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を98名配置し、実施しております。	
また、各区における地域の特性等に応じて、区独自の取組みと併せて事業を実施しており、各区・地域の実情に応じた取り組みを進めております。	
今後も事業内容や各区における取り組み状況などの検証を行いながら、引き続き事業の充実に努めてまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7954

番号	5. (41)
項目	要介護認定・障害支援区分認定調査事業公募は、短期のプロポーザルは改め、現員現給制の予算措置を行い、正規職員の増員により労働者の定着と安定した調査ができるようにすること。
(回答)	
要介護・障がい支援区分認定調査業務の委託につきましては、中立性・公平性を図り当該調査を適正に実施することが求められております。	
要介護・障がい支援区分認定調査業務にかかる委託契約の条件等については、この間の人件費の上昇等も考慮して事業費を積算するとともに、マーケットサウンディング（市場調査）を実施し、参入しやすい公募条件や法人のアイデア等、事業者の意見をお聞きしたうえで、要介護認定調査業務と障がい支援認定調査業務を一体的に委託することとし、市内25ブロック毎に令和7年度から9年度までを契約期間とする長期継続契約で複数の法人と契約いたしました。	
今後も事業者等と充分に連携・協議しながら、円滑かつ適正な認定調査業務が実施できるよう努めてまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（認定G） 電話：06-4392-1727 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課（認定G） 電話：06-4392-1730

番号	5. (42)
項目	日常生活支援事業（あんしんさぽーと事業）は独居高齢者、生活保護受給者を多く抱える大阪市の特性をふまえ、継続的に高いスキルを担保できる職員が確保し、利用者の権利が守られるよう、国に対しても要求し、正規職員の大幅増員を行うこと。
(回答)	
	<p>日常生活自立支援事業（あんしんさぽーと事業）につきましては、社会福祉法に定める福祉サービス利用援助事業として、実施主体である大阪市社会福祉協議会が事業のための体制整備、人員配置を行っており、本市としては、市民の権利擁護を推進することを目的に、当該事業に対し補助を行っているところです。</p> <p>平成26年度には、利用者増への対応と体制強化を図るため、専門相談員を大幅に増員できるよう、大阪市社会福祉協議会への補助金を増額いたしました。</p> <p>しかしながら、平成27年度に補助金の特定財源である国庫補助の大幅な見直しが行われたことにより、「利用者1人あたり」による算定基準に改められ、この算定基準によっては必要な財源確保がかなわないと認め、国に対し個別協議を実施しているところです。平成31年度には、平成30年度に比べて国庫補助算定基準額がわずかに引き上げられましたが、十分な額とは言い難く、本市の補助事業として円滑な事業運営が図られるよう、引き続き国に対し財源措置に関する要望を行うとともに、今後とも予算確保に努めてまいります。</p>
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課（相談支援） 電話：06-6208-7974

番号	5. (43)
項目	<p>生活支援体制整備事業の居場所づくりや生活支援サービスの創出は、高齢者だけではなく、障がい者、子どもの分野にいたるまで社協が行う本来業務であり、2層コーディネーター配置と事業拡大はコーディネーター任せにせず、大阪市・区役所・社協全体で取り組むこと。2層コーディネーター配置にあたっては、安定的に働き続けられるよう正規職員の予算措置を行うこと。</p>
(回答)	
	<p>生活支援体制整備事業については、受託者である各区社会福祉協議会に対して、生活支援コーディネーターの配置及び各事業の実施を委託しております。生活支援コーディネーターの配置は急激な高齢化の進展に伴う喫緊の課題解決に向けた施策であり、各区社協の地域支援員が行う地域づくりをベースに、各区社協の地域支援員と連携を図りながら、地域支援員では対応できなかった高齢者に特化した生活支援・介護予防サービスの開発等を行っております。</p> <p>また、生活支援コーディネーターが効果的に活動できるよう、受託者である各区社会福祉協議会が各区役所と連携して策定した年間事業計画に基づく取組みに対して検証・見直しを行い、PDCAサイクルに沿って進めているところです。</p> <p>なお、有識者会議の意見を踏まえ、第2層コーディネーターの配置についても、有機的な連携や、効果的な支援体制の構築を図るため、第1層コーディネーターと同様に各区社会福祉協議会へ委託しており、生活支援コーディネーターの配置にあたっては、第2層だけでなく、第1層も含めた柔軟な職員体制及び事業実施体制が確保できるよう努めています。</p>
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話：06-6208-8060

番号	5. (44) (45) (47) (49)
項目	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市留守家庭児童対策事業(以下学童保育)は2015年「子ども子育て支援法」に基づく事業として位置づき、大阪市において条例で定められている。学童保育は、「児童いきいき放課後事業(以下いきいき事業)」の補完的なものではなく、いきいき事業と並んで子ども達の放課後に欠かせない事業であり、大阪市が責任を持って運営していくべき事業である。大阪市の放課後施策として「学童保育」「いきいき事業」を、それぞれが目的の違う独自の事業として充実させること。 ・地域の中で放課後児童クラブを開設する大阪市においては、国の運営費予算には含まれていない家賃等の経費について、保護者が支払う保育料で負担している。保育に欠ける児童を出さず、放課後児童クラブの利用を希望する家庭が高額な費用負担を理由に利用断念しないで済むよう、補助金の大幅な増額をすること。または、「放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料補助・移転関連費用補助）」などを大阪市で予算化し、財政的支援をおこなうこと。 ・放課後児童支援員の複数配置を進めるには、放課後児童支援員の処遇改善が必要である。児童数が19人以下でも20人以上でも安定的に複数配置できるように、児童数が19名と20名で大きく違う現状の補助金格差を是正し、19名以下の施設への補助金の底上げをすること。 ・大阪市において、シングル家庭や貧困家庭は増加傾向にある。働くことによって保育に欠ける家庭になるにもかかわらず、高額な保育料ゆえに入所できない状況が生まれている。困窮する世帯に対して、保育料の減額などを大阪市独自で新規予算化すること。

(回答)

大阪市では、昭和 44 年以来、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を主な対象として、保護者に代わりその健全な育成を図るため、民設民営で実施されている事業へ補助金の交付を行う「留守家庭児童対策事業」を実施しております。

一方、近年の少子化・核家族化・夫婦共働きの一般化によるこどもたちを取り巻く環境の変化に対応するため、留守家庭のこどもに限らず、すべての小学生に放課後等の安全・安心な遊び場・居場所を提供し、その健全な育成を図ることを目的として、平成 4 年度から小学校の余裕教室を活用した「児童いきいき放課後事業」を開始し、現在では市内の全市立小学校で実施しております。

本市の放課後児童施策については、大阪市内の全ての小学校区で実施する「児童いきいき放課後事業」を中心に進めていくこととしており、それぞれの地域ニーズに応じたサービスが提供できるよう実施主体について公募により選定するとともに、令和 7 年度から児童の安全と保護者の利便性向上を図るため入退室管理アプリの導入など、事業内容の充実を図っているところです。

「留守家庭児童対策事業」については、「児童いきいき放課後事業」の補完的役割として、民設民営で実施されている放課後児童クラブに対して補助を継続しております。

補助金については、平成 27 年度からの子ども・子育て支援新制度の開始にあたり、大阪市でも国の基準に合わせて留守家庭児童対策事業補助金の運営費や開設時間延長加算、開設日数加算を行うとともに、令和 6 年度には、新補助基準による増額を行うなど、補助金交付基準の引き上げを行っております。

さらに、令和 4 年から、障がい児や医療的ケア児の受入れに必要な職員を追加配置するための補助を拡充し、支援員等の処遇改善にかかる補助などを実施しているところです。

児童数が 10 名から 19 名の放課後児童クラブに対しては、運営費に小規模クラブ加算を行っております。

「放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料補助・移転関連費用補助）」の経費については、既に大阪市留守家庭児童対策事業の運営費補助金の対象経費に含まれております。

困窮する世帯に対しての保育料の減額などについては、「児童いきいき放課後事業」は、無料で利用できる放課後の居場所を提供しており、ひとり親家庭等の自立促進や貧困対策に寄与していると考えております。

担当	こども青少年局 企画部 青少年課（放課後事業グループ）電話：06-6684-9573・9559
----	---

番号	5. (46)
項目	放課後児童クラブ職員の処遇を改善し、安定した雇用形態にする事は、子どもとの安定的・継続的な関わりを保障し豊かな生活づくりにつながる。放課後児童クラブ職員が安心して働き、継続して専門性を高め公共性を発揮できるよう、すでに国の補助条件を満たしている大阪市の放課後児童クラブへ、職員の処遇改善を目的とした「放課後児童支援員等処遇改善等事業」を活用し、大阪市としても予算化すること。
(回答)	
	放課後児童支援員の処遇改善及び安定した雇用については、令和6年度から「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の新運営費基準を創設したほか、令和4年からは、放課後児童支援員に加え補助員も含めた職員の処遇を改善するため、賃上げ効果が継続されることを前提として、収入を3%程度引き上げるための費用を補助する「放課後児童支援等処遇改善事業」を実施しております。また、「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」により、放課後児童支援員の経験等に応じた処遇の改善を促進しております。
担当	こども青少年局 企画部 青少年課(放課後事業グループ) 電話:06-6684-9573・9559

番号	5. (48)
項目	<p>「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の放課後児童支援員資格者（認定研修修了者）の経験年数の考え方は、大阪市において、前クラブの勤務歴は含まれず、当該クラブのみの勤続年数とされている（複数のクラブを有する事業者間の異動は継続可）。しかし、本来放課後児童支援員資格は個人に与えられるもので、前クラブにおいて積み重ねられた経験は、施設のより良い保育に反映されます。放課後児童支援員の経験年数の積算根拠を、国同様に以前の放課後児童クラブで就労した勤務実績も通算実績として、認めること。</p>
(回答)	
	<p>「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」については、放課後児童支援員の経験年数や研修実績等に応じた段階的な賃金体系を構築し、継続的な人材育成及び保育の質の向上への取り組みを進める観点から、平成29年度より新たに実施しております。</p> <p>「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業補助金交付要綱」の第1条では「放課後児童支援員（以下「支援員」という。）に対し、経験年数や研修実績に応じた段階的な賃金改善の仕組を設け、支援員の処遇改善を行っている補助事業者に必要な経費を補助することにより、職員の定着を図り、安定的・継続的な保育による保育の質の向上及び児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、次世代を担う児童の健全育成を図ることを目的とする。」と当該補助金の趣旨を規定しております。この趣旨に鑑み、児童の健全な育成を図るために、現在在籍している放課後児童クラブで働き続けるインセンティブを促進するための経験等に応じた処遇改善を行い、質の高い保育を継続的に行うことが必要であると考えております。</p>

番号	6. (1)
項目	当初予定以上に予算が膨れ上がっており、安全面からみても懸念される。ただちに建設を中止すること。
(回答)	
	<p>淀川左岸線（2期）事業は大阪都市再生環状道路の一区間を構成し、交通の円滑化による市街地環境の改善、物流の効率化、災害等に対する迂回路の確保といった効果が期待される、大阪・関西の成長にとって必要不可欠なインフラです。</p> <p>淀川左岸線（2期）の道路構造物は、堤防と一体構造となるため、その安全性や施工方法について、学識経験者等で構成された淀川左岸線（2期）事業に関する技術検討委員会で審議され、平成29年11月に淀川左岸線（2期）事業に関する技術検討報告書（以下、「技術検討報告書」という）としてとりまとめ、道路構造物と堤防の一体構造物は、現況堤防と同等以上の安全性を有するものとして、整備することが可能であると評価されています。</p> <p>令和4年度の事業計画の変更に伴い、事業の必要性や効果、実現見通し、優先度などについて再評価し、令和4年11月25日には大阪市建設事業評価有識者会議に諮り、今回の事業期間の延伸と事業費の増加を反映し、国の基準に基づき走行時間短縮、走行経費減少、交通事故減少という道路の3便益から算出した費用便益比（B/C=1.3）を踏まえ、事業継続として報告し、妥当との意見をいただきました。</p> <p>その後、有識者のご意見を踏まえ、本市として事業継続とする対応方針を決定し、令和5年2月14日に公表したところであり、今後も着実に整備を進めてまいります。</p>
担当	建設局 淀川左岸線2期建設事務所 設計課 電話：06-6466-2180